

運 営 規 程

(介護予防短期入所療養介護)

医療法人 以和貴会

介護老人保健施設 サクラビア

介護予防短期入所療養介護サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人以和貴会が開設する介護老人保健施設サクラビア（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、入所者の療養生活の質の向上および入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、入所者の身体機能の維持向上を目指すとともに、入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、入所者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施 設 名 介護老人保健施設 サクラビア
- (2) 開 設 年 月 日 平成5年5月12日
- (3) 所 在 地 沖縄県糸満市字座波371番地1
- (4) 電 話 番 号 098-994-8749 FAX番号098-994-6917
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4751080013号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師 | 1人以上 |
| (3) 薬剤師 | 委託 |
| (4) 看護職員 | 12人以上 |
| (5) 介護職員 | 24人以上 |
| (6) 支援相談員 | 2人以上 |

(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
・理学療法士	2人以上
・言語聴覚士	1人以上
(8) 栄養士	
・管理栄養士	1人以上
(9) 介護支援専門員	1人以上
(10) 調理員	委託
(11) 事務職員	3人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護予防短期入所療養介護事業所における従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理員は栄養士の指示に従い、食事の調理及びサービスの提供を行なう。
- (11) 事務職員は介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、入所者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

- | | |
|--------------|---|
| 一 診 療 | 入所者の疾病又は負傷に対し、的確な診断を行い、処置等、入所者の病状に照らして妥当適切に行う |
| 二 機能訓練 | 入所者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う |
| 三 看護及び
介護 | 入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、1週間に2回以上の入浴又は清拭、排せつの援助、おむつの取り替え、離床、着替え、整容等を行う |
| 四 食 事 | 入所者の身体の状況及び嗜好並びに栄養等を考慮し、適切な時間に行う |
| 五 相談援助 | 入所者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う |
| 六 そ の 他 | 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うほか、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流の機会を確保する |

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、理美容代、及び私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、入所者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、南部地区一円（離島を除く）の地域とする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 入所者は、施設管理者その他職員の指導又は指示に従い、団体生活の秩序を守り、相互の和に努めること
- (3) 入所者が外出しようとするときは、所定の手続きをとって、看護師長を通じて施設管理者の許可を得ること
- (4) 施設利用に際しては原則として飲酒・喫煙を禁止するものとし、酒気を帯びた状態で機能回復訓練等のサービスを受けないこと
- (5) 施設内の営利行為、宗教活動を行わないこと
- (6) 他の施設入所者の迷惑となる言動、暴力行為を行わないこと

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員（有資格者）を充てる。
 - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人以和貴会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第22条 当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること
 - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を（年1回以上）実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護予防短期入所療養介護に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人以和貴会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成28年 3月 1日より施行する。

この運営規程は、平成29年 8月 1日より施行する。

この運営規程は、平成30年 7月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。